

総務省沖縄総合通信事務所からのお知らせ

会員 各位

総務省沖縄総合通信事務所から「平成28年度電波利用保護周知啓発強化期間」及び「不法無線局取締り強化期間」について、周知依頼がありましたので、お知らせします。

関係者への周知啓発をよろしくお願い申し上げます。

(一社) 沖縄移動無線センター

平成28年度電波利用環境保護周知啓発強化期間

平成28年6月1日～10日

不法無線局取締り強化期間

平成28年6月1日～30日

～ 不法電波はいけません！ ～

総務省では、情報通信技術の一層の発展により、電波が日々の暮らしの中で多様に利用されていることや、電波利用におけるルールへの遵守など電波利用環境の保護の重要性について知って頂くため、毎年6月1日から6月10日までの10日間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定めて周知啓発活動を行っており、今年度も「不法電波はいけません」をテーマに、さまざまな取り組みを行います。

沖縄総合通信事務所管内においては、新聞、ラジオ等のマスメディアを利用した周知・啓発やバスの車内、モノレールの駅舎への周知啓発用ポスターの掲示、タクシー車両への周知啓発用ステッカーの貼付を行うことにより、集中的・重点的に電波利用環境保護について県民への周知・啓発活動を行い、これまでの電波監視の実施結果から不法無線局が多数存在していると推定されるタクシー、トラック、運転代行及び小型漁船が加盟するそれぞれの団体などについても、訪問して周知・啓発を行い、所属会員等に対する指導についての協力を要請します。

また、6月1日から30日までの1か月間を「不法無線局取締り強化期間」と設定し、当該期間中に、不法アマチュア局、不法船舶無線局及び外国規格の不法無線局などの探査を集中的に実施し、不法な運用を防止するための電波の規正を実施します（しました）。沖縄総合通信事務所では、引き続き、電波利用環境の保護のため、周知・啓発活動、不法無線局の規制や捜査機関との共同で取締りを実施し、不法無線局による混信・妨害から、正しく無線局を運用している電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進してまいります。




**STOP THE
不法電波!**

**なんて電波だ!!
こんな迷惑、
イカンだろう!!**



**不法電波は
いけません!**

電波のルールを必ず守りましょう!!

- ① 無線機器の利用には「技適マーク」の確認を!**
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要!**
- ③ 外国規格の無線機器は、国内では使用不可!**

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。



不法電波って、なに？

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。電波を利用するためには、原則、無線局の免許を取得するか、技術基準に適合した無線機器を使用することが必要です。



不法電波の罰則は？

不法に電波を使用すると、電波法違反になります。

●不法無線局を開設、又は運用した場合は、

**1年以下の懲役、
または100万円以下の罰金**

●不法電波で重大な無線通信を妨害した場合は、

**5年以下の懲役、
または250万円以下の罰金**

**正しい電波で
安全な
暮らしへ!!**



電波に関するお問い合わせやご相談は、
下記までお問い合わせください。

北海道庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/02440/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(011) 737-0088 (011) 737-0033 (011) 708-8700 (011) 708-9880
東北庁電波課 http://www.doh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(022) 221-0841 (022) 221-0888 (022) 221-0818 (022) 221-0810
関東庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/02440/	北海道庁、知事・知事 (全国)愛用局・知事 愛用局(テレビラジオ) 愛用局(ラジオ) 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(03) 8338-1838 (03) 8338-2182 (03) 8338-1848 (03) 8338-1844 (03) 8338-1832 (03) 8338-1840
中部庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(029) 234-8978 (029) 234-8981 (029) 234-8988 (029) 234-8981
北陸庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(076) 233-4441 (076) 233-4491 (076) 233-4414 (076) 233-4408
東海庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(052) 871-8107 (052) 871-8088 (052) 871-8142 (052) 871-8104
近畿庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(06) 8842-8838 (06) 8842-8887 (06) 8842-8844 (06) 8842-8802
中国庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(082) 222-3332 (082) 222-3383 (082) 222-3308 (082) 222-3314
四国庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(089) 898-8081 (089) 898-8030 (089) 898-8028 (089) 898-8020
九州庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(098) 213-8288 (098) 208-7873 (098) 208-7828 (098) 208-7818
沖縄庁電波課 http://www.dsh.go.jp/irradio/	北海道庁、知事・知事 愛用局(テレビラジオ) 電波利用科 その他電波課	(098) 948-2328 (098) 948-2307 (098) 948-2323 (098) 948-2380

●詳しくは、総務省電波利用ホームページへ [電波利用](#)

●電波利用 国が電波法に基づいて電波を利用する権利を、無線局の免許人のみなさまには一律の条件で「電波利用料」としてお支払いしております。

STOP THE 不法電波



STOP THE 不法電波

なんて電波だ!!
こんな迷惑
イカンだろう!!



**不法電波は
いけません!**

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。

電波のルールを必ず守りましょう!!

- 1 無線機器の利用には「技術マーク」の確保を!
- 2 電波の利用には、原則、免許が必要!
- 3 外国産の無線機器は、国内では使用不可!

詳しくは、総務省電波利用ホームページへ [電波利用](#)

電波のルールを必ず守りましょう!

不法電波が及ぼす悪影響って?



不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防、救急、鉄道、防災行政、警察、飛行機など、人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

不法電波で、このような重大な問題が起こります。



1. 消防・救急無線

消防車や救急車などの緊急無線を不法電波により妨害されると、人命や財産に関わる深刻な問題が起こります。



2. 鉄道無線

不法電波により鉄道無線に妨害が入ると、鉄道の安全運行に支障が生じ、乗客の生命が脅かされることにもなります。



3. スマートフォン・携帯電話

携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切な電話やメールができなくなり、社会・経済活動に影響を及ぼします。



4. テレビやラジオ

テレビ・ラジオの受信が妨害されると、緊急時の災害情報や避難動向が伝わらないなど、国民生活に重大な影響を及ぼします。

無線機器の使用には技適マークの確認をお願いします。



コードレス電話、特定小電力トランシーバー、無線LAN機器などの無線機器を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください(技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります)。技適マークの付いていない外国規格などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。

※旧タイプの「技適マーク」も有効です。

電波の利用には、原則、免許が必要です。

Licence



無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

(例)アマチュア無線：無線局の免許、無線従事者の資格など

※微細な電波を使用する機器など、一部免許が不要なものもあります。詳しくは最寄りの総合通信局までお問い合わせください。



自分の無線機器に技適マークがあるか、確認だ!

外国規格の無線機器は国内では使用できません。



近年「FRS」「GMRS」「UHF-CB」などの外国規格の無線機器が、通信販売やインターネットオークションなどで流通しています。これらの無線機器が使用する電波は、日本国内の防災行政用無線や放送業務用無線などの重要な無線に使われており、通信や妨害を与えるおそれがあるため国内では使用できません。購入の際は、十分にご注意ください。

Attention

- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。



不法電波は取り締まりだ!

不法電波を取り締まる

DEURAS デューラスシステム

総務省では、快速な電波利用環境の維持のために、不法電波などの取り締まりを電波監視システム「DEURAS(デューラス)」により行っています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や、不法無線局探査車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを検出し出すシステムです。



